

一般競争入札参加申込要領

「一般競争入札」は広く入札参加者を募り、豊後大野市が定める予定価格以上で最高の価格をもって入札した者を売買契約の相手方とするものです。

入札参加を希望される方は、次の各事項をご確認のうえ、お申し込みください。

1 売払い物件

| | | | | |
|---------|------------------------|-----|------------------------|-----------------------------|
| 物件名 | 物件①大野町田代字津留 市有地 | 所在地 | 豊後大野市大野町田代字津留 1551 番 1 | |
| 土地 | 物件の所在地番 | 地目 | 地積 (㎡) | 備 考 |
| | 豊後大野市大野町田代字津留 1551 番 1 | 宅地 | 2,145.94 | 定着物及び付属物を含み現状のままでの引渡しとなります。 |
| 参 考 価 格 | | | 2,060,000 円 (金額変更有) | |

| | | | | |
|-----|------------------------------------|-----------------------------------|---|-----------------------------|
| 物件名 | 物件②川北特定公共賃貸住宅 | 所在地 | 豊後大野市大野町田代字津留 1551 番 1 | |
| 建物 | 物件の所在地番 | 構造・種類 | 数量 (㎡) | 備 考 |
| | 豊後大野市大野町田代字津留 1551 番 1 【主である建物】 | 鉄筋コンクリート造 瓦葺 2階建 共同住宅 | 1階 296.16 2階 296.16 計 592.32 | 定着物及び付属物を含み現状のままでの引渡しとなります。 |
| | | 豊後大野市大野町田代字津留 1551 番 1 【附属建物①】 | コンクリートブロック造 ストレート葺 平家建 倉庫 | |

| | | | | |
|---------|---------------------------------------|--------------------------------------|----------------------|-----------------------------|
| 建物 | 豊後大野市大野町田代 字津留 1551 番 1 【附属建物②】 | 鉄筋コン クリート 造 陸屋 根平屋建 ブロー室 | 2.49 | 定着物及び付属物を含み現状のままでの引渡しとなります。 |
| 参 考 価 格 | | | 10,705,000 円 (金額変更有) | |

*参考価格は、入札の際の目安となる価格です。

2 現地説明会

| 開催日 | 開催時間 | 開催場所 |
|--------------|----------------|------|
| 令和8年7月24日(金) | 午前9時00分～10時00分 | 現地にて |

*現地説明会に参加する場合は、事前の予約(電話可)をお願いします。

*当日は現地へ直接お越しください。

*現地説明会に必ず参加する必要はありません。

3 入札参加者の資格等

(1) 入札の参加者となることができるのは、個人及び法人とします。

*2名以上の連名(共有)による入札参加も可能です。

(2) 次の事項に該当する者は、入札に参加できません。また、市有財産を売却する際の入札参加資格確認にあたり、豊後大野市暴力団排除条例(平成23年豊後大野市条例第9号)施行に伴い、申込者が暴力団関係者でないことを大分県警察本部に照会しますので、ご了承ください。

なお、入札参加のために提出された書類等に記載された個人情報、上記照会を含めた入札関連事務のみに使用し、その他の目的には、一切使用しません。

① 契約を締結する能力を有しない者(成年被後見人等)

② 破産者で復権を得ていない者

③ 会社更生法(昭和27年法律第172号)第17条に基づく更正手続き開始の申し立てがなされている者。ただし、更正手続き開始の申し立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者。ただし、更生計画認可決定又は再生計画認可がなされている場合はこの限りでない。

④ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号のいずれ

れかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人、その他の使用人として使用する場合。

- ⑤ 国税及び地方税又は支の使用料等に滞納がある者
- ⑥ 個人又は法人の役員等（注）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び同法第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者

（注）役員等とは、法人の役員及び役員以外の者で支店又は営業所を代表する者をいう。

- ⑦ 当該物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者
- ⑧ 次のいずれかに該当する者
 - ア 暴力団員がその経営に実質的に関与している者
 - イ 自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的、若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者
 - ウ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - オ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- ⑨ 前記⑥から⑧に該当する者の依頼を受けて応募しようとする者

4 入札参加申し込みの受付

（1） 入札参加申し込みの受付期間及び受付場所は、次のとおりです。

- ① 受付期間 令和8年7月6日（月）～令和8年7月17日（金）
午前8時30分～午後5時15分まで（土・日曜、祝日は除く）
- ② 受付場所 豊後大野市建設課建設企画係（豊後大野市役所本庁3階）

（2） 申し込み方法

一般競争入札参加申込書に必要事項を記入・押印（実印）のうえ、申し込みに必要な書類を添えて受付期間内に建設課建設企画係（豊後大野市役所本庁3階）へ直接持参してください。

*電話、郵送等による申し込みはできません。

（3） 申し込み時添付書類（各1通）

- ① 市税完納証明
- ② 印鑑登録証明書（法人の場合は、印鑑証明書）
- ③ 身分証明書 外国人の場合は、

| | |
|---|----------------|
| { | 住民票 |
| | 法人の場合は、登記事項証明書 |
- ④ 誓約書

*共有の場合は、連名者全員の書類が必要となります。

*各証明書は、受付時において発行後3ヶ月以内のものに限ります。

*身分証明書は、本籍地の市町村で交付することとなっています。

*添付書類は、返却いたしません。

(4) 一般競争入札参加申込受付書

申し込み受付時に、一般競争入札参加受付書を交付しますので、入札当日に必ず持参してください。

(5) 申し込みにあたっての留意事項

所有権の移転登記の際に共有の希望がある場合、共有予定者全員が連名で申し込みください。

5 無効申し込み

次のいずれかに該当する申し込みは、無効となります。

- ① 入札参加申込者として資格がない者のした申し込み。
- ② 所定の申込書によらない申し込み。
- ③ 住所・氏名の記入漏れ、押印漏れ、その他申し込み要件を認定しがたい申し込み。
- ④ 前各号に定めるものを除くほか、特に指定した事項に違反した申し込み。

6 契約上の主な特約

物件の売買契約には、次の特約を付しますので、これらの定めに従っていただくこととなります。

(1) 禁止する用途

- ① 落札者は、売買契約締結の日から10年間、売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供されるところを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転し、又は売買契約締結を第三者に貸すことはできません。
- ② 落札者は、売買契約締結の日から5年間、売買物件を風俗営業等の規則及び業務の適性化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転し、又は売買物件を第三者に貸すことはできません。

(2) 違約金

落札者は、正当な事由なく前記（1）に定める義務に違反した場合は、売買代金の100分の30の違約金を豊後大野市に支払わなければなりません。

(3) 契約の解除

売買契約に定める義務を履行しないときは、催告なしに契約を解除することができます。

(4) 実地調査

上記(1)の定める義務の履行条件を確認するため、随時、売却物件の利用状況について実地調査を行うことがあります。実地調査の際には、買受者に協力していただくこととなります。

(5) 瑕疵担保責任

市は、売買物件に契約を締結した目的を達成することができない瑕疵が発見された場合においても、瑕疵担保責任を負いません。

7 入札の日時及び入札会場

| 入札日時 | 入札場所 |
|-------------------|-----------------|
| 令和8年8月4日(火) 9:00～ | 豊後大野市役所4階 正庁ホール |

*開始時間に遅れた場合は、入札に参加できません。

*入札締め切り後即時開札します。

8 入札保証金

- (1) 入札参加者は、各自が見積もる入札金額の100分の5以上の入札保証金を現金又は銀行振り出し小切手で入札当日納付しなければなりません。

【銀行振り出し小切手について】

1. 振出人、支払人とも同一金融機関である。
2. 持参人又は無記名である。
3. 線引き小切手である。
4. 振出日から5日以内である。
5. 大分手形交換所加盟店のものである。

- (2) 入札保証金の返還等

- ① 落札者以外の者の入札保証金は、落札者決定後、直ちに入札者に返還します。
- ② 落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は返還いたしません。

9 入札

- (1) 入札時に持参するもの

- ① 入札保証金(入札金額の100分の5以上)
- ② 一般競争入札参加申込受付書
- ③ 実印

* 法人の場合は、代表者印を持参すること。代理人が入札する場合、代表者印を押印した委任状と代理人の認め印が必要となります。

(2) 入札の方法

- ① 入札参加者は、所定の入札書に必要事項を記載し、記名・押印（実印）のうえ、入札執行者の指示に従って入札書を提出してください。
- ② 入札は、代理人に行わせることができます。この場合、当該代理人をして、委任状を提出してください。

(3) 入札の無効

次の事項に該当する入札は、無効とします。

- ① 入札者として資格のない者のした入札。
- ② 競争に際し、不当に価格をせり上げ、又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札。
- ③ 入札保証金を納付しない者又はその金額に不足ある者のした入札。
- ④ 1つの物件に同一の入札者又は代理人から2通以上の入札書が提出された入札。
- ⑤ 入札金額を訂正した入札。
- ⑥ 入札金額、住所、氏名、押印その他入札要件を認定しがたい入札。
- ⑦ 前各号に定めるもののほか契約担当者において特に指定した事項に違反した入札。

10 落札者の決定

- (1) 落札者は、豊後大野市が定める予定価格以上の価格の最高の価格をもって入札した者とします。
- (2) 落札者となるべき同額の入札をしたものが2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札に関係のない豊後大野市職員にくじを引かせます。

11 再度入札

(1) 再度入札

- ① 開札時に、予定価格以上の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行います。
- ② 再度入札の回数は、2回以内とします。
- ③ 再度入札に参加することができる者は、その前回の入札に参加した者のうち、当該入札が無効とされなかった者に限ります。

(2) 再度入札の保証金

- ① 再度入札を行う場合は、初度の入札に対する入札保証金の納付をもって再度入札保証金の納付があったものとみなします。
- ② ただし、再度入札において、入札保証金が不足する場合は、不足分を積み足

すこととなります。

1 2 契約の締結等

- (1) 落札者は、落札決定の通知を受けた日から7日以内に落札価格の1割以上の代金を契約保証金として納付し、売買契約を締結していただきます。契約がなされない場合は、その落札者は失効します。なお、入札保証金は返還いたしません。
- (2) 落札者が契約を履行しない場合
- (3) 売買契約書に貼る収入印紙は、購入者の負担となります。

1 3 売買代金の支払期限

- (1) 売買代金は、1ヶ月以内に全額一括して納付していただきます。

1 4 所有権の移転等

- (1) 所有権の移転は、売買代金全額の支払いがあった日とし、同時に物件を引き渡します。（*物件は、現状有姿のまま引き渡します）
- (2) 所有権の移転登記は、物件の引き渡し後に豊後大野市が行います。
- (3) 所有権の移転登記に必要な登録免許税は、購入者の負担となります。

申し込みから所有権移転までの流れ

① 入札参加申し込み

受付期間：令和8年7月6日（月）から7月17日（金）まで

② 現地説明会

現地で物件に関する説明を行います。

令和8年7月24日（金）

③ 入札参加資格の審査

受付した申込書を警察本部へ照会します。

④ 入札の実施

入札日：令和8年8月4日（火）

場 所：豊後大野市役所本庁舎4階正庁ホール

⑤ 落札者の決定

入札締切後、入札者の前で開札し落札者を決定します。

⑥ 落札者への契約説明

落札者には、入札終了後契約に関する必要書類を交付します。

⑦ 売買契約の締結

落札決定日から7日以内に売買契約を締結

契約保証金として落札価格の1割以上を納付。

*契約書に貼付する印紙代は購入者の負担となります。

⑧ 売買代金の支払い

契約の締結後、1ヶ月以内に全額一括して納付となります。

⑨ 所有権の移転登記

市が所有権の移転登記を行います。

*所有権移転登記に必要な登録免許税は購入者負担となります。